

施設使用料

1 基本使用料

(単位：円)

区 分		使 用 料						
		午 前	午 後	夜 間	午前・午後	午後・夜間	終 日	
大ホール	平 日	17,500	23,300	29,100	36,700	47,200	59,400	
	土、日曜日及び休日	21,000	28,000	34,900	44,100	56,600	71,300	
中ホール	平 日	7,400	9,900	12,400	15,600	20,000	25,200	
	土、日曜日及び休日	8,900	11,900	14,900	18,700	24,100	30,300	
楽 屋	大 ホ ー ル 用	第 1	400	600	700	900	1,200	1,400
		第 2	400	600	700	900	1,200	1,400
		第 3	700	1,000	1,200	1,500	2,000	2,500
		第 4	700	1,000	1,200	1,500	2,000	2,500
	中 ホ ー ル 用	第 5	400	600	700	900	1,200	1,400
		第 6	600	800	1,000	1,300	1,600	2,000
		第 7	400	500	600	800	1,000	1,300
		第 8	500	700	900	1,100	1,400	1,800
ギ ャ ラ リ ー		2,000	2,700	3,400	4,200	5,500	6,900	
リ ハ ー サ ル 室		2,600	3,500	4,400	5,500	7,100	8,900	
会 議 室	第 1	1,100	1,500	1,900	2,300	3,100	3,800	
	第 2	700	900	1,100	1,400	1,800	2,300	

2 特別使用料

区 分	特 別 料 金 の 額
大ホール又は中ホールを準備又は練習のために使用する場合	当該使用区分に係る基本使用料の50%相当額 (基本料金として徴収します。)
入場料等を徴収して施設を使用する場合	入場料等の徴収額の最高額が、1人1回1,000円未満のとき、当該使用区分に係る基本使用料の30%増(市外在住の使用者の場合、80%増)の額
	入場料等の徴収額の最高額が、1人1回1,000円以上のとき、当該使用区分に係る基本使用料の50%増(市外在住の使用者の場合、100%増)の額
営利を目的として施設を使用する場合	当該使用区分に係る基本使用料の50%増(市外在住の使用者の場合、100%増)の額
使用時間を超過し、又は繰り上げて使用する場合	許可された使用時間に係る使用料の1時間当たりの額の20%増の額
冷暖房料金	当該使用区分に係る基本使用料(大ホール又は中ホールにあっては、平日の基本使用料)の50%相当額

- (注) 1 使用料の算定において、10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。
- 2 入場料等を徴収とは、前売券、当日券、整理券等を販売し、入場者から料金を徴収する場合があります。
- 3 営利を目的とは、物品の展示販売など営利を目的として使用する場合があります。
- 4 使用時間の超過又は繰り上げについては、1時間を限度として、やむを得ない事情があると認め、施設の管理上支障がない場合に限りです。
- 5 冷暖房料金については、次の指定期間内は原則として徴収しますが、期間外であっても使用当日の気温の状況等により冷暖房設備を使用した場合も徴収します。

冷房期間 (6月20日～9月10日)

暖房期間 (11月20日～4月10日)